

令和3年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和3年12月9日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和3年12月9日 午後2時01分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	欠	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	津山光朗
	副市長	池田英信	統括保健師	
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	牧瀬玲子
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	三根伸二
	総合戦略推進部長	三根竹久	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	井上章
	市民福祉部長	筒井八重美	茶業振興課長	
	産業振興部長	中村はるみ	観光商工課長	福田正文
	建設部長	井上元昭	農林整備課長	
	教育部長	大久保敏郎	建設課長	馬場孝宏
	観光戦略統括監	近藤光則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	武藤清子
	税務課長		学校教育課長	中野宗利
	企画政策課長	小池和彦	会計管理者兼 会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	白石伸之		

令和3年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和3年12月9日（木）

本会議第2日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第2 議案質疑
- 議案第85号 嬉野市下水道事業の設置等に関する条例について
- 議案第86号 嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について
- 議案第87号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 指定管理者の指定について
- 議案第93号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 議案第94号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第95号 令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第99号 令和3年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 議案第100号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第101号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第102号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）
-

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は議席番号5番宮崎一徳議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

本日、市長から議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）が追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催をされました。

日程第1．議案第103号について議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆さんおはようございます。本日、今定例会に追加提案をお願いいたしました議案について、御説明を申し上げます。

提出案件は、補正予算1件、議案第103号 嬉野市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2億622万1,000円を追加し、補正後の予算額を216億5,517万5,000円とするものでございます。

今回の追加提案の内容は、国の経済対策として11月19日に閣議決定された「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の支給に関連した費用について補正を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校3年生までの子どもたちに1人当たり5万円の現金を迅速に支給するため、今回追加議案にて提案を行うものでございます。

まずは中学生以下の子どもがいらっしゃる家庭について、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を行う予定としております。

なお、詳細につきましては、担当部課長から説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、このたびの追加議案の概要説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時3分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（田中政司君）

それでは、会議を再開します。

日程第2．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

なお、議案第103号については通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に、質疑は3回を超えることはできません。御注意ください。

それでは、議案第85号 嬉野市下水道事業の設置等に関する条例についてから議案第91号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの7件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、議案第85号から議案第91号までの質疑を終わります。

次に、議案第92号 指定管理者の指定についてについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、議案第92号について発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それでは、議案第92号 指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

この件に関しましては、指定管理候補者選定協議報告書というのを読ませていただいております。その上で、本当に大丈夫なのかなという疑念がまだありましたので、質問をさせていただきます。

まず第1点に、契約の相手は地域コミュニティの会長であると思うが、地域コミュニティの役員は年々交代される可能性があります。そういう状況の中で継続した運営ができるかどうか。

第2点、館長は地域コミュニティの会長が務めることになるのか。また、地域コミュニティの会員が運営に携わることになるのか。

第3点、これまで市が運営してきた予算の節約や効率的な運営方法は、指定管理者に引き継がれるのか。

第4点、全市民を対象とした公共施設であるが、地元中心になってしまわないのかという懸念があります。その点についてお尋ねします。

第5点、決算審査報告で雨漏りについて指摘されたが、指定管理へ移行した後の施設の修繕などはどのように行うのか。

以上、第1回目の質問を行います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

第1点目ですけれども、五町田地区の地域コミュニティ運営協議会ということで、初めて指定管理者をお任せするというのですが、議員御指摘のとおり、継続した運営を心配されるのは当然のことと思います。当面の3年間は担当課で必要に応じて運営上のサポートを行って、運営状況を注視していきたいというふうに思っております。

次に2点目、館長はコミュニティの会長が務めることになるのかということと、あと、地域コミュニティの会員が運営に携わることになるのかということです。

館長及び事務職員、清掃職員については7名ということで予定されているようではありますが、公募を検討されているようです。ですので、館長が地域コミュニティの会長ということにはならないのかなというふうに思っております。それと運営につきましては、業務を指定している分、保守管理業務、それから環境維持管理業務ということで、地域コミュニティの運営、職員さんが7名ということで予定をされておりますので、コミュニティの一般の一般会員の方が直接運営に携わるということはないというふうに考えております。

次に3点目、これまでの運営方法をそのまま引き継がれるかというふうな御質問ですけれども、今の運営のやり方を引き継ぐ予定にしております。

4点目、全市民を対象とした施設が地元中心になってしまわないかということですが、これは市の指定管理者ということですので、当然、公正公平にさせていただけるものというふうに思っております。資料その2の太字の5ページ、ヒアリングの要旨というところの1点目にありますけれども、地元だからといって優先することはないというふうに回答をされています。

それと5点目、施設の修繕、管理などはどのように行うかということですが、これは市の施設ですので、大規模な施設の修繕等は市が行うというふうにしておりますけれども、小規模なものについては指定管理者で行うことというふうにしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、初めてこういう形で公共施設を地域コミュニティが指定管理を受けて行うということですが、楠風館は市民を対象にした公共的な施設ですね。そういう施設を五町田地区の地域コミュニティが指定管理を担うことに関して、どうしても全体的なものよりも自分たちの地域、地元意識が強いので、そういう地元中心の運営になるのではないかという懸念があります。

それと、この指定管理は経費の節減や効率的な運営を目的とするものですが、いろいろな面でコミュニティの活動内容と交差するところがあって、逆にそういう経費の面で増額されるところが出てくるんじゃないかと懸念するんですけど、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

また、今回、屋根の修理、雨漏りの件が指摘されておりましたけど、これは以前からあったようなことで、なぜこれまでそういうことを指摘されなかったのか。

それともう一つ、今回予算で楠風館の維持管理に関しては1,500万円ぐらいの維持管理費を充てられて、今回1,000万円の工事費が今年度の予算に上がっております。大体1,500万円ぐらいで維持管理をされておりますけど、今回もその辺のところでは予算は組んでしておられたのか。

最後に、ヒアリングをされたときに、コミュニティの会長のみなのか、また、複数の役員さんとか、そういう人たちも一緒にヒアリングをされたのかどうか、ヒアリングをされた感触、書面審査だけではなく、その辺のところはいかがであったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

1点目が、地元中心になる懸念があるというふうなことですけれども、先ほども言いましたけれども、地元だからといって優先することはないと、届けられた順に、楠風館は施設の貸出しとかいうのが主になりますので、その辺はきちっとしていくというふうなことを言っていておきますので、その点については、地域だからといってえこひいきはされないかというふうに思っております。

それと、コミュニティ活動と経費がかぶってくるというふうなことを言われましたけれども、コミュニティ活動と楠風館の予算は全く別会計でやっていただくということになりますので、それはないかというふうに思っております。

それと、雨漏りの件ですけれども、これは5番目に言われたこととかぶってくるかと思えますけれども、今回、今年度の外壁工事というのをを行う予定にしております。これは入札まで終わっております、契約金額が1,000万円以内になりました。契約を今しているところです。そして、工期が2月末までという工期で、外壁工事と雨漏りまで合わせたところで工事が進んでいく予定になっております。

それと、指定管理の金額といいますか、1,500万円ぐらいと言われましたけれども、これもさきの合同常任委員会の際に言いましたけれども、債務負担行為のところ、まだ金額は詰めていないけれども、当初予算では上げますと言っておりました。金額的にはまだ確定しているわけではありませんけれども、大体1,150万円ぐらいで今検討をしているところで

す。

それともう一つありました。ヒアリングのときの感触ということですが、ヒアリングのときは、嬉野温泉観光協会の方、それから商工会女性部の方、それから市内の税理士、それと、市役所から部長を2人お願いしてヒアリングをしております。あと、担当の企画政策課の職員でやり取りをしておりますけれども、初めてということで、不安とかいうことも当然あったかと思えますけれども、今、志田焼の里とかも先に指定管理をされているところにその辺りの運営上の勉強に行かれたりとか、あと国税、それから地元の税理士さんとかにも行かれて、いろいろ勉強をされているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

いろいろ懸念はあるんですけど、行政のほうもしっかり指導というか、協力しながらやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

まず、9ページから21ページまでの歳入について質疑を行います。

13款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、2項. 負担金。15款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、2項. 国庫補助金、3項. 委託金。16款. 県支出金、1項. 県負担金、2項. 県補助金。18款. 寄附金、1項. 寄附金。19款. 繰入金、1項. 特別会計繰入金、2項. 基金繰入金。20款. 繰越金、1項. 繰越金。21款. 諸収入、5項. 雑入及び22款. 市債、1項. 市債についてを一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳入13款から22款までの質疑を終わります。

次に、22ページから51ページまでの歳出について質疑を行います。

22ページ、1款. 議会費、1項. 議会費について質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、23ページ、2款. 総務費、1項. 総務管理費について質疑の通告があります。

5目. 財産管理費について順次発言を許可いたします。まず初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こちら財産管理費の工事請負費の旧公会堂等解体工事であります。今回、追加工事として851万3,000円が計上されております。

主要な事業の説明書も頂いております。財源として一般財源、また、ふるさと応援寄附金を充てておられますが、ホームページ等々を見ても、このアスベストの工事に対しては公的な支援制度があるように思いますが、この分は今回適用がありませんが、どう解釈すればいいのか、確認します。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、補助金制度につきましては社会資本整備総合交付金の中の住宅建築物アスベスト改修事業に補助制度がございますが、この補助対象となるアスベスト除去につきましては、石綿含有吹きつけロックウールなどのレベル1に規定されている、飛散性が著しく高いものが対象となっております。以前調査したときに、そういったレベル1の高いものはありませんでした。

今回検出をされましたのが、法改正によって設定されましたレベル3に該当する石綿含有建材ということで今回発見されております。したがって、今回はそのレベル1ではないので、補助の対象外となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

既に工事が始まっておりまして、多分途中でそういったことが見受けられたということで調査に入られたと思いますけれども、その中で今御説明のとおりレベル1、補助の該当にならないということでの判断をされたということでよろしいわけですね。

解体に入る前、当初からそういったことは分かっておられなかったんですか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

この法改正がございまして、その詳細な内容等というのが、県からの説明等も去年の12月の終わりぐらいにあったということで、そういった詳しい除去の内容とか、どういった調査をするということが具体的に年度当初の予算をつくるまでには明確に示されなかったとい

うところで、その分の調査というのは前年度にいたしておりませんでした。今回工事に入る前に事業主が事前調査を行った際、レベル3に該当することが分かったということでございますので、当初予算の時点では、そこを前年度の設計では見込めなかったということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

同じく、旧公会堂等解体工事851万3,000円についてお伺いいたします。

今の説明で1つは理解をしたわけですが、当初契約のときに、基本設計のところでもアスベストという形の文言が入っているわけですね。こういったところで、建物が築40年、50年ということであれば、当然勘案して予算も組まれるべきだったと私は思うわけですね。その点についていかがですか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、今回アスベストを含む含有建材というところまでのレベル3という材質の部材について法改正があっておりまして、その分が令和3年4月1日からそういった調査が必要になってくるというふうになっておりました。昨年設計委託等につきましては、その辺をどこまで調査をするのかというのが発注する時点ではそこまで詳細に示されていなかったため、その前の段階の、通常の石綿含有吹きつけロックウールのレベル1とか、レベル2とか、そういったところまでの調査までしかできなかったということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

分かりました。アスベストについても、レベル3というのを調べてはみました。普通、一般建材の中で使われているアスベストということで理解はしております。

今後、公共施設の解体工事が出てくると思います。そういう中で、こういったアスベスト類の危険物とされる部分については、しっかりと調査された上で今後やっていただきたいということで質問を終わります。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「よかです」と呼ぶ者あり）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

私からの質問は、アスベストに関しましては理解できました。

今回、資料のほうも頂きましたけれども、埋設物の浄化槽に関してはこれまで使用していたものですから、そこに埋設してあったというのは当初、確認ができなかったのか。

それと、現在、現場のほうは更地になっております。もし今回この予算が通らなかった場合、どのような措置をするような形を取られるのか、お伺いをいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

最初の時点の浄化槽につきましては、実際発注をする際、うちのほうで持っている図面については、浄化槽というところが把握できていなかったと。これが多分、建設当時からあった浄化槽で、かなり古いものでありました。時期がちょっと分からないんですけれども、いずれかの時点でそれを廃止して多分下水道に接続されていると思いますけれども、当時の浄化槽が図面上で把握できていなかったというところで、今回解体作業を行う際に木造倉庫の基礎部分に当たっていたのが分かって、今回それを撤去することとなったものでございます。

それと、今回の予算につきましてでございますけれども、そういった処分費等につきましては想定外というところもございますし、そういった処理についての費用は実際発生せざるを得ないというところもあります。撤去まではさせていただいておりますけれども、今後それを専門の業者に持ち込んでの処分等についてはこれからする予定でございますので、補正予算がつかましたら、その辺りの処分についてはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

1つ目の、浄化槽に関しては図面がなかったということですが、現在、下水道のほうにつなげてあるという説明でした。私の認識から言えば、今までそういうふうな仕事に携わってはまいりましたが、旧浄化槽とかそういうふうなものは、まず、そちらのほうを処分して、そして便槽等に配管をつなげるような形を取っていましたが、浄化槽が図面になかったというのは、もともとこれは使いよったもんやけんが調べれば分かることだと思っておりますので、以後、当初予算から外れるようなことがないような形を取っていただきたいと思います。

そして、2つ目の分は、今現在解体してストックヤードか何か、まだ産廃場のほうに持っていく手前で止めているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

議員さんおっしゃるとおり、まず、1点目については把握が完全にできていなかったというのはこちらのほうも確認不足だったということはございます。

2点目につきましても、議員さんおっしゃるとおり、その処分については今後行わせていただくということで御理解いただきたいと思えます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

同じところですけど、再度お尋ねいたします。

追加補正の財源ですけど、まず、一般財源のみなので、国や県の補助金はなかったのかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほども山下議員の質問のときに御説明をいたしましたように、今回アスベストの除去を追加補正ということで行っておりますけれども、そのアスベスト除去につきましては、飛散性が著しく高いものに該当するレベル1に含まれます石綿含有吹きつけロックウール等のもの、はっきり言って目に見えるような感じでそういうふうに疑われるもの、そういう飛散性が著しく高いものについてのみの国庫補助金となっております。

したがいまして、今回発見されましたのが通常のケイ酸カルシウム板であったり、床ビニールシートとか、そういったところの中に石綿材等が含まれているという、見かけ上は分からないものというレベル3のものが発見されております。その分については、国の補助はないということで、飛散性が著しく高いものの除去についてのみの国庫補助がありますということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、旧公会堂を解体されたということは、以前、U-spo（ユースポ）とか、公民館の新

しい施設の立地適正化計画のときに、当時、財政課長だった現在の三根総合戦略推進部長が全協の席で、立地適正化計画で2つあるやつを1つにまとめるということで、そういうことをするときには国の有利な補助金がありますということで説明をされて、また、古いやつを解体するときも、新しい建物を建ててから5年以内に解体しなきゃいけないと。そして、その解体する費用にも有利な補助金がありますという説明を受けていた記憶があるんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

当時、公民館と、後ろの元法務局の勤労者福祉センターの2つをまとめて今の市民センターを造ると。社会体育館と今の市の体育館の2つを合わせて新しい市の体育館を造るということでの起債——先ほど立地適正化計画とおっしゃいましたけれども、起債の名称としては、公共施設等適正推進事業債。その立地適正化計画とはまた別のものになりますけれども、その起債については2つの公共施設を1つにまとめて、その合計の面積が従前の2つの面積を足したものよりも小さくなればその起債を充てられますよというものです。その起債額の50%については交付税で措置をしますという有利な起債を使えますという説明をしております。

その対象となった旧施設の解体については、5年間のうちに解体をする必要があるという説明をしたかと思います。それで、その解体をするときに補助金があるというような説明は多分していないと……（発言する者あり）はい。そのときに、新しくできた制度として、解体にも起債が使えますという説明はしております。今まで解体は、補助金も起債も一切充てることができませんでしたけれども、この制度ができたときに、一緒に建物の解体についても起債、借金をして壊すことができますよという制度ができております。ただ、その起債については交付税措置とか一切ありませんので、ただの借金ということになりますので、公会堂はその対象にはなっていませんけれども、この分も財源としては一般財源のみと。ふるさと納税を充ててはおりますけれども、当時そういった説明をしていたかと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

大体理解はいたしました。

もう一つお尋ねしたいのは、浄化槽設置の除去の工事ですね。この分は、最初から解体をするときに設置してあるということは重々分かっていると思うんですね。公会堂自体も、あそこのトイレの水洗化の工事をやられておられますので。そういうことに関して、解体の

予算を立てるときに、アスベストの問題、この浄化槽の問題も、もっと調査をされて、予算化できたんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどからも御説明をしておりましたが、アスベストにつきましては、レベル3のものにつきましては、今年の4月1日から法の施行ということで、詳細まで分からなかったというところで、昨年度の設計には盛り込めなかったというところがございます。

もう一点の浄化槽等の分につきましては、設計等をする時点で公会堂の現地の図面になかったので、把握ができなかったというところがございます。

議員おっしゃるとおりに、下水道と接続する際に、そこら辺の把握はできていたものかと思っておりますけれども、こちらのほうが図面上で確認できなかったのもので、今回、追加補正をさせていただくということになったものがございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

説明については、先ほど財政課長とか、総合戦略推進部長が説明したとおりでございますけれども、アスベストにつきましては時期的な問題があったということと、浄化槽については確認が漏れていたということで、これは今回こういう結果になりましたけれども、今後、市の体育館とか、社会体育館とか、まだ解体予定がございますので、そこら辺につきましては十分調査の上、予算計上をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（田中政司君）

次に、6目．企画費について順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

6目．企画費の移住促進応援金であります。1,160万円が計上されております。

主要な事業の説明書3ページを基に質問をいたします。

こちらの事業は、長年していました制度を昨年見直しまして、昨年からは新しい制度で今運用をされております。この中で、この内訳ですけれども、子育て世代HappyWelcome引っ越し応援金から農業ターンWelcome応援金まで9つの事業があるわけですが、この分について質問をいたしておりましたが、今朝参りましたら、その実績の資料を頂いております。それを見ながらですけれども、その中で、この9項目は資料として頂いておりますから理解い

たしました。

これを別角度で見たときに、例えば、空き家バンクを利用して来られた方がどの分に属するのか。また、民間企業がなさっています移住、本市もしていますけれども、その分の金額はどうなるのか、件数なりですね。その分を説明できましたらお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まず、空き家バンクの件ですけれども、空き家バンクはまた別の要綱でやっておりますので、ここには含まれていないものと思っております。

それともう一つが、ちょっとすみません、聞こえづらかったので、もう一回よろしいでしょうか。（「民間企業のワーケーションでしている制度もこれに入るのかどうなのか」と呼ぶ者あり）リモートワークの移住応援金ということで、そこの部類には入ってくるかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

空き家バンクで引っ越してこられた方は別で予算を立て——しかし、いずれにしろ引っ越しをして来られるわけですね。そうしたときに、補助金をダブってする必要はないんでしょうけれども、あくまでもそれはここに入れなくて、空き家バンクの実績として捉えているということで理解していいものか。

それともう一つは、リモートワークも行政がしております分と民間がしている分がありますので、その内訳が分かるのか、確認します。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

空き家については、先ほど言いましたとおり空き家の補助金のほうで運営をしておりますので、ここではすみませんが、移住促進応援金の資料しか持ってきておりませんので、空き家の件についてはすみません、お答えができません。申し訳ありません。

それとあと、リモートワークの民間のほうと市のほうとでデータ等が分かるかというふうなことですかね。すみません、市のほうでしか分かっておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

確認ですけど、リモートワークについては、民間の分はここに入っていないということで理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

このリモートワーク、当然、民間企業の方が自宅でリモートワークでお仕事をされているというところで市のほうに申請があったものなので、民間企業でされているリモートワーク、和多屋別荘さんでされている分についての件数等は分かっておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。

諸上議員、これは国際交流事業で質問がありますが、一括してよろしいですか。

○2番（諸上栄大君）

はい。

それでは、国際交流事業に関してお伺いします。

主要な事業の説明書は2ページのほうに記載されていますが、報償費の減額、旅費の減額、あるいは負担金の増額等々、増減があるんですけども、まず1点目として、減額補正の額ということで補正後の額が何か月分の報酬に当たるのかということをお願いしたいと思えます。

それともう一点は、旅費の減額に関してと、負担金の増額、69万円の理由と補正後の事業内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、報酬は何か月分かというお尋ねですが、11月から来年3月までの5か月分ということになってまいります。

次に、旅費の減額、負担金の増額についてですけども、まず、18万円の旅費の減額につきましては、今回、事業元のほうへ負担金として年度末までに支払うということになったた

め、旅費の分は減額をさせていただいて、その分、18節の負担金に組み替えるという形になってまいります。

69万円の負担金の増額につきましては、今申しました旅費18万円の組替えの分、それと、派遣が決定いたしましたことによる国内での旅行費用、それと、今回コロナ禍の中で、入国者に対しては一定期間の待機期間が定められておまして、その分にかかる費用——この待機期間中は今回の事業に伴う研修も同時であっておりますので、その分の費用として増額させていただいております。

あと、米国から日本への渡航費用、それと、この新型コロナウイルス感染症の検査料ということで、トータル69万円の増額補正をお願いしたということになっております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員

○2番（諸上栄大君）

それでは、その18万円の旅費というのが負担金、補助及び交付金のほうに組み替えられているということは私も理解したんですけれども、もう一点、アメリカからの渡航費ということで、この分は負担金になるとですか。それとも、これは旅費の算定で上げてあるのかというところが今の質問ではちょっと気になったので、教えていただきたい。

もう一つは、この主要な事業の説明書を見ておりますと、11月から3月までの5か月分の報酬ということで説明を受けたんですけれども、使用料及び賃借料のこの国際交流員宿舍借上料等46万8,000円は今回減額にならなかったのかということで、これもお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

米国からの渡航費用については負担金でいいのというお尋ねですけれども、もろもろの費用を、事業元でございます財団法人自治体国際化協会のほうにお支払いをする関係上、内容的には渡航費用であっても、うちからは負担金としてお支払いをするという形になってまいります。

それと、主要な事業の説明書の使用料及び賃借料のところにつきましては、今回、月数としては影響をなかったということで担当のほうからは確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

影響しなかったということで説明をされていますけれども、この46万8,000円を5か月で割るとかなりな額になるとじゃなかかなと思います。そこは精査されてあるのかということとはちょっと疑問に残りますけれども、そういう状況で影響なかったということで理解します。

ただ、どうしても国際交流の分に関しては、実際来ていただくまでにかかなり時間がかかったということで、もう着任はされているんですけども、そういう状況で予算の分もかなり増減したと思いますので、改めて今後また精査していきながら対応していただけたらと思っております。その辺、最後に答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

合同常任委員会の折も御説明いたしました。本来であれば昨年の夏に来ていただく予定であったところが、コロナ禍の影響で幾たびも来日が延長されたということになっております。

今年度も同様に春から来てもらえるという前提で進めておりましたが、11月にやっとな。今回、また第6波が予感されるような拡大が世界であっておりますので、よくこの隙間で来日が果たせたなというのが担当課としては実感でございます。

議員御指摘のとおり、必要な経費はきちんと精査をして計上をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

増田議員、この国際交流事業は一括でよかですか。

○8番（増田朝子君）

はい。私も国際交流事業についてお尋ねします。

主要な事業の説明書、同じく2ページでお願いいたします。

こちらの事業は、昨年からコロナ禍の中での事業展開ということですが、質問の中では今回補正を行う理由として上げてはいますが、このコロナ禍の中で、今年度も本当に実施する必要があったのかというのがまずあります。減額補正とか結構ありますので、その協議の中で、例えば前年度みたいに中止するとか、そういう協議はなかったのかというお尋ねをさせていただきます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

ここまで延長になった事業、必要だったのかというお尋ねと理解しておりますが、今回こ

の事業に手を挙げましたのは令和元年度の時点でございます。本来であれば、その翌年、令和2年度には来ていただくということであったわけですが、先ほど申しましたように新型コロナウイルス感染症の影響で来れなかったと。

本市としましては、国際交流員を招いて各種事業をやっていききたいというのは継続的に思っておりますし、また、今インバウンドは全くあっていないわけですがけれども、2年、3年先には復調するものという考えでおりますので、そのための事前準備等も含めて対応してまいりたいというふうな考えで、事業の中止という判断には至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

通常であれば、この事業は進めていただきたいと私も思いますけれども、このコロナ禍でいろんな心配事とかある中で実施をされていこうというのが危惧するところであります。

その中で、11月末に2週間の研修ということで実施されているわけなんですけれども、これは、例えば来年度のどのような取組につながるのか、今回の効果も含めてお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

どういった取組ができるのかというお尋ねというふうに理解しております。

取組といたしましては主要な事業の説明書のほうにも記載しておりますけれども、現在も行ってありますが日本語教室、その補助要員として対応していただく。あと、市内の施設、標識、各種印刷物及びインターネット上で英語表記がございます。こういったのが、日本人の感覚でいくとそういう表現になるけれども、実際、英語圏の方からすると、間違っていないけど適当ではない表現があったりするというのもございます。そういったところの点検、監修をしてもらったりとか、あと、先ほど申しましたように、2年先、3年先に復調が予想されるインバウンドの対策で、今年度も既に、オンラインで海外との商談会等も実際行っております。そういった際に、国際交流員の言語力を駆使して、もうちょっと横展開ができるのかなという期待を持っておりますので、ぜひ、国際交流員の経験と知識を生かしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

山口忠孝議員、これは国際交流と移住促進応援金とありますけど、それぞれに3回ずつということ……

○11番（山口忠孝君）

それぞれに3回。

簡単にいきたいと思います。

私は、今質問が上がってありました国際交流事業についてお尋ねいたします。

この事業は、今回このコロナ禍の状況の中で実施を、本当に困難な状況だと思いますけど、どのように実施されておられるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、どういったことを行うのかということですが、主要な事業の説明書のほうに書いておる内容でいいますと、市民の方と外国人の方の交流の場の創出、それと市内の各種団体の国際交流活動の支援、それと日本語教室における補助要員、先ほども言いましたが、外国語での編集、翻訳、監修、それと国際交流事業の企画、立案、それと行事、イベント等での通訳といったものを挙げておるところでございます。

また、繰り返しになりますが、二、三年後に復調すると期待をしているインバウンドに向けてしっかり取組をするためにも、国際交流員の能力、知識を十分に活用して、対応をしまいたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

実際、コロナ禍が昨年度から今年度にかけて結構厳しい状況で、現在は少し落ち着いてきておりますけど、そういう状況の中でこういう事業を実施するのは少々無理があったのではないかなという感じはいたします。この計画自体、事業が1年延期されてもいいだろうし、コロナ禍がある程度収まってからこういう事業を計画されてもよかったのではないかと。

先ほどもちょっとお答えされておりましたけど、今後、来年度、次年度、どのように考えられるのか、その辺のところをもう一度お伺いしたいと思います。今後のことですね。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

最初に手を挙げた時点で、この新型コロナウイルス感染症については全く想定をしていなかったというのがあるかと思います。予定では前年度に、去年の時点で来ていただく予定が、結果、今年度も後半になってやっと来ていただけたというところではございますけれども、特に嬉野市、コロナ禍前は海外から20万人のインバウンドの方の宿泊、入り込みもあっておると。国のほうもまだ数千万人単位での入国、いわゆる旅行者の受入れを当然堅持されておるということも踏まえまして、コロナ禍だから国際交流事業はちょっと停滞をさせるというわけではなく、そのためにできる準備をしっかりと取り組んでいくということも必要かと思えます。また、実際まだ市内には外国人の方がいらっしゃいますので、そういった方々との橋渡し等の役目を負っていただけるというふうに思っておりますので、事業としましては引き続き継続してやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

次の質問よろしいですか。

○議長（田中政司君）

移住促進応援金ですね。

○11番（山口忠孝君）続

はい。今の課長の答弁で理解いたしました。

次に、移住促進応援金についてお尋ねいたします。

今回、資料も頂いております。ここに9つのメニューがありますけど、この増額分、今回の補正の分、どの応援金に該当するのか、その辺のところをまずお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えいたします。

今回の補正は、全体的な割合で年間金額を算出しております。個別の積み上げということではありませんので、割合ということで大体15件ぐらいであろうというところを出した件数になります。

その割合でいきますと、まず、1番目の子育て世代HappyWelcome引っ越し応援金、これが7件の70万円。それと2番目、HappyWelcome子ども応援金、これが11人の22万円。そして3番のHappyWelcome孫ターン応援金、これはゼロです。そして4番、HappyWelcomeお嬢さん応援金、これが2世帯で20万円。5番目のHappyWelcome女子ターン応援金、これが1人の10万円。6番目の起業チャレンジWelcome応援金、これがゼロです。7番目のHappyWelcome住宅

取得応援金、これが10件の1,028万円。8番目のリモートワーク移住応援金、これが1件の10万円。そして9番目、農業ターンWelcome応援金がゼロということに割合で算出をしております。参考ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

全体的にいろんな、この9つのメニューのそれぞれに増額があったということで理解します。今回こういう移住促進の応援金をしていますけれども、これが本当に嬉野市の人口増につながっているかどうか、その辺のところをどのように検討されておられるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これは令和2年の決算のときにちょっとお話をしていたかと思えますけれども、35世帯で95人の転入、増員があっているというふうなことでお話をしたかと思えます。

今、多分お手元に持っておられる資料があると思えます。すみません、4世帯の83人の転入というふうなことで書いておったと思えますけれども、打ち間違いで34世帯の83人の転入ということになりますけれども、現時点でそれぐらいの転入があっているということになります。これで3月末まででもう少し上積みができるものと思っておりますので、それなりに効果はあっているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

それと、もう一つお尋ねしたいのは、リモートワーク移住応援金とか、若い方の、新しいITとか、そういう関係の方の移住促進にも力を入れられていると思えます。以前、私はよそのITの移住促進をされているところの若い方のその後の——最初は移住をされているんですよ、都市部から田舎のほうに。いいところだなということで何年か田舎のほうでリモートワークで仕事をされておられるんですけど、四、五年たてば、やはり都会に戻りたいという感じもあります。結局、補助金があるときには来るけど、それが切れたときにはまた戻ると、そういう悪循環じゃないですけどそういうことも懸念されるんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

確かに、議員言われるように、地元に愛着を持ってもらわなければまた戻ってしまわれるというのもあるかもしれません。ですので、その辺りのところを今後、どのようになるか分かりませんが、検討はしていかなければならないことなのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

質疑の途中ですが、換気のために、ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（田中政司君）

それでは、再開します。

議案質疑を続けます。

次に、25ページ、2款．総務費、2項．徴税費から、28ページ、2款．総務費、6項．監査委員費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、29ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費について質疑の通告があります。

2目．障がい者福祉費について発言を許可します。諸上栄大議員。

諸上議員、これは2つに分かれとったろ。

○2番（諸上栄大君）

はい。

○議長（田中政司君）

まず、障がい者福祉費の補助金の部分で3回、扶助費が2つ事業のあつとですもんね。それぞれに3回ずつ。

○2番（諸上栄大君）続

いや、扶助費に関しては一括してよかです。

○議長（田中政司君）

扶助費については一括してよろしいですか。

○2番（諸上栄大君）続

はい。

○議長（田中政司君）

じゃ、まず補助金のほうから。

○2番（諸上栄大君）続

それでは、2目．障がい者福祉費の補助金に関して伺います。

障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業に計上されておりますが、これは運転免許取得と改造費、どちらに対する予算執行の予定の増額なのか、伺います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

本事業は、障がい者の方の免許証取得費用または車の改造費の一部を補助するものでありますが、昨年度は実績がなかったんですが、今年度は10月末で免許証取得2件、20万円がもう既に申請されております。

今回の補正については、今年度のあと5か月を想定した補正となっておりますが、現在、申請まで至ってはおりませんが、相談が、免許取得1件、改造が2件、もう既に来ております。合わせたら50万円なんですけれども、もう一件あるかもしれないということで、トータルで60万円、今回の増額分としては30万円を計上しております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、割合的には免許取得のほうが実績としては多いという理解で、相談も免許取得のほうでも——改造に関しても来ているということで分かりました。これは周知にどんどん努めていただいて、社会参加の一步となりますので、ぜひともよろしく願います。終わります。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

はい。

○2番（諸上栄大君）続

それでは、次の19節．扶助費に関してお尋ねします。

これは身体障がい者補装具の追加の金額と、あと、地域生活支援事業の日常生活用具の給付に関しておのおの今回追加をされていますけれども、補正額の積算根拠に関してお尋ねします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まずは補装具のほうなんですけど、今回増額の補正になった原因としては、まず、補装具はその人のサイズに合ったものということから受注生産になるものがほとんどで、完成までには数か月、期間がかかります。昨年度末に申請があったものの出納閉鎖期間までに間に合わなかった場合は翌年度の予算で執行するということになりますが、そういうものが9件で174万円ほどありました。まずはそれが大きく影響をしました。

その他、件数自体は昨年度とあまり変わらなかったんですけど、座位保持装置などの単価が高いものが今年度数件ありまして、それで予算がちょっと足りない状況になりました。

この250万円の積算としては、過去2年ほどの実績を見まして、出やすい品目と個数というものを見ながら、250万円という積算が出ましたので、その分の補正になります。

次に、日常生活用具のほうです。

こちらにつきましても、今年度、高い単価のものが出まして、例えば点字ディスプレイになりますと公費負担が34万6,000円だとか、そういうものが出たことから予算がちょっと足りない見込みになりまして、これも過去2年ぐらいの実績を見まして、そこから積み上げであと50万円ほどということで今回提出したものになります。

以上になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、3目．老人福祉費について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、3目．老人福祉費の18節．負担金、補助及び交付金に関してお尋ねします。

補助金で追加予算が計上されてあります。事業名が介護予防・日常生活支援総合事業に関して53万5,000円計上されているわけなんですけれども、この事業に関しては、要項を見ますと、幾らか要項自体が分かれているという状況で私も拝見しました。

実際、事業形態を見てみると、送迎の部分だったり、実際に集まっていたいで健康体操等々をしていただくというような事業内容だとは思いますが、具体的にどのような事業に対してこの追加予算の計上をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

今回の補正分につきましては、生活支援体制整備事業の各サービス事業における訪問型及び通所型への補助金になります。

訪問型は送迎に関する事業なのですが、前年度まで2事業による送迎でした。しかし、地理的制約があったために拡充を以前から検討をしていたところ、今年度当初の申請時に、新たに1事業所が対応可能となりました。これで送迎の体制が、久間地区、五町田地区、大草野地区、塩田全域をカバーするようになりました。また、通所型におきましても、1事業所が今年度より開所になっております。

昨年度に引き続き今年度もコロナ禍の中でもありましたので、事業の遂行が懸念をされましたが、今回、各事業所に今年度の遂行見込みというものを額まで含めたところで調査をしました結果、各事業所で当初の決定額とは増減がありました。ありましたが、全体で年間の見込みが立ったこともありまして、今回、増額補正を提出したものであります。

また、この事業は介護事業所からの補助が10分の10ありますが、それについても協議済みで、今回の増額分53万5,000円の歳入につきましても確保されております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ざっくり言えば、新しく事業をしていただく事業所というのが増えたということと、今まで塩田地区内での送迎空白地と申しますか、そういうエリアに対しての事業を補完するところできたというようなどころに対しての補助金ということで私は理解しました。

先ほどの課長の答弁の中で、この事業は塩田町を主体に実施されていらっしゃると思います。これは市全体で見えますと、嬉野市の嬉野町エリアにおいてそういうふうな事業展開が生活再生支援整備事業に当てはまると、ある意味空白地になるというようなどころで考えますけれども、そういったところのニーズ調査、あるいは要望等は現状としてされているのか、伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

第1階層、第2階層共に、そういう協議は現在しております。確かに、ごましお健康クラブを代表される塩田地区というのは、各事業所で各事業、サービスをやっておるところですけれども、嬉野町嬉野地区のほうでは確かに空白地があるように認識しております。

ですので、会議の中で出た意見としては、代表されるごましお健康クラブのようなものが嬉野町のほうでもあったらいいなというような意見と、もう一つ、参加者が女性中心、男性のほうが少ないというような現状があるみたいなので、それについては、例えばグラウンドゴルフを絡めたり、男性が参加しやすいような事業が展開できないかという意見が今出てい

るところです。

以上になります。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

今回この追加補正で53万5,000円追加していただいておりますけれども、そういう予防事業に絡む事業の拡大というところになると私は思います。現、市を捉えてみれば、嬉野地区はまだ全然、ある意味そういう具体的な実績がないというような状況は課題だと思っておりますので、ニーズ調査等々を進めながら協議していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「最後に答弁だけ」と呼ぶ者あり）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

議員さんおっしゃるとおり、嬉野地区などは、たしか空白が多いところですので、まずはそちらを中心に、市全体のバランスも考えながら、今回この事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

次に、31ページ、3款．民生費、2項．児童福祉費から、33ページ、3款．民生費、3項．生活保護費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、34ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費について質疑の通告があります。

3目．母子保健事業費について発言を許可します。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

未熟児療育医療給付事業についてお尋ねいたします。

こちらの補正が145万4,000円です。主要な事業の説明書では10ページになります。

まず、今回追加補正を行う理由として通告しておりますけれども、昨年度の決算書を見てみますと10件の利用がありまして、決算が119万5,000円となっております。過去、何件の給付人数と給付件数があったんでしょうか。令和元年度から分かりましたらお願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（津山光朗君）

お答えいたします。

令和元年度からでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和元年度、対象者が5人です。それと件数が14件。令和2年度、対象者3人、件数が10件。今年度、令和3年度、現時点において対象者が5人、件数につきましては16件。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回見込みでということで10件分補正をされていらっしゃると思いますけれども、過去の件数とかを見てみますと、10件増額補正する理由というか、今回だけ345万6,000円ということですが、そこら辺のお考えをお聞きします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（津山光朗君）

お答えいたします。

345万4,000円のうち、45万4,000円につきましては前年度の精査に係るものですので、実際の扶助費は300万円です。

先ほど申しましたとおり、今年度は5人の対象者がいらっしゃいますが、そのうちお一人の方が長期の入院になられております。通常は大体2か月、3か月で退院をされるんですけど、お一人の方が長期、約1年の入院になりますので、当然その分件数が増えておりますし、またさらに、今後2件、あと2人の申請の見込みがっておりますので、そこを見込んで今回、扶助費を100万円、補正をお願いしております。

なお、当初予算200万円に対しまして、現時点で先ほど申しました対象者5名、16件の申請がっておりますけど、もう既に185万27円の支出を行っております。そういったことになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

次に、35ページ、4款．衛生費、2項．清掃費と、36ページ、3項．上水道費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、37ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費について質疑の通告があります。

まず、3目．農業振興費について順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こちら、3目。農業振興費のハウス団地基盤整備事業であります。今回、追加予算が310万円計上されております。

こちらにも合同常任委員会で説明をいただき、また、そのうちに資料も頂いております。重なる部分があるかと思えますけれども、御容赦ください。

まず、暗渠排水と張りコンクリートがありますが、この分の費用が、今までの80万円に対して大きく伸びているわけですが、その要因をお願いします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えをいたします。

合同常任委員会の折にも御説明をいたしておりますけれども、暗渠排水工事の分ですけれども、当初、トレンチャー施工ということでした。それが、災害残土を盛土として入れており、締め過ぎでトレンチャーでは掘削ができず、小型バックホーでの施工に変更した分……（「ちょっと今の言葉もう一回。トレンチャーともう一つ」と呼ぶ者あり）トレンチャーと小型バックホーです。小型バックホーの施工に変更をいたしております。

その分と、あと、地区からの要望もあっておりましたけれども、本年8月の豪雨時にハウス団地の現場確認に行ったところ、大雨のために盛土材が既設水路に流入をいたしまして、水路が閉塞をしておりましたので、流出するのを防ぐための対策といたしまして張りコンクリートを施工する、その分が増額の要因となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

私も内容を理解ができない部分はありますけれども、今、課長の説明によりますと工法が変わったということですね。トレンチャー工法が小型バックホーに変わったということと、もう一つは、豪雨が要因でしょうけれども、側溝に盛土が流れ込んできたので、その整備をするということで理解してよろしいですか。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、通告順は芦塚議員なんですが、議事進行上、山口忠孝議員が同じ事業ですので、芦塚議員、先によろしいですか。

○14番（芦塚典子君）

はい。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

私も、ハウス団地基盤整備事業についてお尋ねいたします。

9月補正と今回の補正で今年度の工事は完了するのか。また、残りの区画もこのような形で、最初に一部を工事をして、後ほどまた2工期ぐらいに分けて整備をしていくのか。

1区画整備するには1つの予算で済むと私は思っておったんですね。今回また追加補正で暗渠排水とのり面の工事をされておりますので、ほかのところもこういう形で一括して整備できないのかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えをいたします。

今回このハウス団地の工事は、計画的には3工区工程ということで、3か年計画での工事ということにしております。その関係上、各1工区ごとに予算計上をお願いし、設計をいたしまして入札をして工事を進めているというところでございますので、各工区ごとにそれぞれ予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、課長が答弁されましたけど、そしたら、工区ごとに整備していくということですけど、今回は9月補正で1回整備をしているのにまた今度同じところを12月に補正をしているのは、先ほど山下議員の質問の中でありましたように、状況が変わったということで今回追加の補正を出しているということに理解してよろしいんですか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

御説明いたします。

9月補正をお願いしている分は2工区の工事の分をお願いしているところでございます。

また、今回の補正につきましては、2工区の分につきましてはの工法がちょっと変更になったということで、その分の補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

3目．農業振興費の18節．負担金、補助及び交付金で、補助金が営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業の86万4,000円についてお伺いいたします。

この事業は、キュウリ、トマト、小ネギ、露地ミカンが対象になっておりますけど、イチゴ、普通のネギ——秋、冬、夏のネギ、それとタマネギ等もこの事業の対象になるのかというのが1つ。

それと、次の2番目の、浸水被害で販売できなかった野菜等に対する販売損失補填等の補助はないのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えをいたします。

まず、第1点目でございますけれども、イチゴ、ネギ、タマネギが補助対象になるかということですが、この分は補助対象になります。

それから、2点目でございますけれども、浸水被害等での販売損失補填が対象になるかということですが、この分につきましては、合同常任委員会の折も説明いたしましたとおり、被害を受けた農家に対しての次期作や、また、被害作物の草勢、樹勢の回復のために必要な生産資材の購入に要する経費助成を行いまして経営再開を支援するものでありますので、販売損失補填についての分に関しては対象外となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

今のお答えから、イチゴ、タマネギ、夏ネギ、秋・冬ネギも対象になるということで了解していいですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

それで、86万4,000円の補正が出ていますけど、9月補正で茶園のほうは4,960万円補正が出ています。茶園のほうは面積が2万4,000アール、ここのキュウリ、トマト、野菜等は640アールで10分の1にはならないんですけど、補正が約5,000万円と、この野菜等の86万4,000円、かなり差があるのではないかと思うんですけど、そこら辺の積算根拠というのは、イチゴ、タマネギ、ネギ、こういうのも勘案して計算されて今回の86万4,000円、前回の約5,000万円、ここの差はどういうふうに把握したらいいでしょうかね。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えをいたします。

今回の補正の積算ということでございますけれども、今回の積算につきましては、被災報告をJAのほうからいただいております。JAさんの被災報告の取りまとめにおきまして、補正作目、また、被害想定の面積ということで積算をしておりますので、JAの報告に基づいて今回積算をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

被災報告が少なかったということになるにしろ、積算のあれがちょっと10分の1というか、約5,000万円と86万4,000円ではかなり差があるので、詳細なのを欲しいんですけど、これは後でお伺いいたします。

2番目の、浸水被害で販売できなかった野菜等に対する販売損失補填等の補助はないのか——資材等はあるということなんですけど、販売損失に対する補填がないのかというのが私の質問なんですけど、小ネギ等が浸水して全く販売できなかったという状況があります。そういうので農協の共済とかかかっていますけど、農協の共済は、今、販売等に対するあれはないと、資材とかそういうのにはあると。ただ、2017年に農業保険法が成立されておきまして、収入に対する保険制度が定められておきまして、収入保険制度というのがあります。その農家さんは、この収入保険制度にかたっておられなかったもので、そういう販売の損失が全く補填できなかったと思うんですけど、こういう収入保険制度、民間の保険制度もありますので、こういうのを啓発されているのか、今後していかれるのか、それをお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

収入保険の啓発をしているのかという御質問かと思っておりますけれども、本年、新型コロナウイルス感染症関係の事業で収入保険の事業を展開しております。10月に収入保険の説明会をいたしております。それで、収入保険の申請が12月になっておりますので、今申請等を受け付けている段階でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

質疑を終わります。

次に、38ページ、6款．農林水産業費、2項、林業費から46ページ、10款．教育費、1項．教育総務費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、47ページ、10款．教育費、2項．小学校費について質疑の通告があります。

1目．学校管理費について発言を許可いたします。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

小学校費、中学校費と別々に出していますけれども、一括してよろしいですか。

○議長（田中政司君）

47ページと48ページの特別支援教室整備事業の14節．工事請負費を一緒にとということですかね。

○3番（諸井義人君）続

はい。

○議長（田中政司君）

一括して、はい。

○3番（諸井義人君）続

そしたら一緒に行きます。

特別支援教室整備事業ということで、吉田小学校に1つ、540万円。平米数にして38だったかな。それと、塩田中学校に2教室、18平米掛ける2で830万円ということでされておりますけれども、吉田小学校はもともと仲よし、ワン、ツーと2つあって、64平米、77平米と、普通教室並の教室を割り当てておられます。

それと、塩田中学校についても、特別支援教室ということで3教室、全て72平米ということで普通教室並の広さが与えられておりますけれども、今回議案に提案されている分を見ると、非常に狭いような感じがします。特に塩田中学校の18平米というのは非常に狭くて圧迫感があって、生徒は伸び伸びとした授業が、気持ちの面でできないんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺をどう考えておられるのか、お願いいたします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（中野宗利君）

お答えをいたします。

まず、塩田中学校の18平米が狭いのではないかとということでございますけれども、今回該当の生徒につきましては、病弱、難聴共に1名ずつでございます。そのため、この平米数でも十分な教育活動ができると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

1名だからこれで十分なのかどうか。学級配当としては特別支援教室学級だから1になるので、もう少し充実したほうがいいのかなと私は思います。

2回目の質問に入りますけれども、特別支援学級の形態として、自閉症、情緒障がい1、知的障がい1、肢体不自由1、弱視1、難聴1、言語障がい1、病弱及び身体虚弱という形での特別支援の形態があるわけです。今後、1名でもそういう方が出てきた場合は学級を開設されるわけですが、場当たりのと言ったらいけないけれども、こういうふうに小さい教室をぽこぽこつくるよりも、特別支援を教育課題の一つの柱として据えられている嬉野市としては、もう少しまとめて、7教室とは言わないけれども、ある程度まとまった特別支援の教室等があったほうが望ましいと私は思いますけれども、将来的に造設していこうというふうに考えておられるのか、そこだけお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

議員御指摘のように、特別支援の子どもたちの数というのは増える傾向にはあります。しかし、今の段階で、塩田町内の様子を見ると、そこまでは増えないのではないかというふうな状況でございます。

それから塩田中学校自体の校舎のつくりが、仕切りをする場合に、ほかの学校と比較してなかなか利用しにくい状態です。というのは、教室を間仕切りする場合には、吉田中学校は柱がきっちりありますけれども、塩田中学校は柱がないんですよね。そうすると、普通教室を半分に仕切るという場合については、エアコンから動かしていくというふうなこともあって非常に難工事になる。

今回は、取りあえず難聴の方は今年1年、中3ですから1年です。病弱体質の方は、外側から来て、ずっと入ってこられる場所がいいというふうな保護者の要望等もありましたので、合同常任委員会で説明があったような形で一番入りやすいところ、取っかかりやすいところというふうなことで、学校側もそのところを検討しているところでございます。

したがって、今後増えるということになると、大幅な全体的な計画といいたほうがいいか、そういったところも検討しなくちゃならないと思いますけれども、今のところ小学校を見た段階ではそういうところまでないので、今回はこれでいこうというふうなことで決定をしているところでございます。

そういった意味で、議員御指摘の部分でございますけれども、教育委員会のほうでも見に行きました。やや狭いという感じはしますが、逆に難聴の方の場合は、吉田小学校の

ほうは被服室が広過ぎたわけで、少し小さいほうがいいのではないかというふうな意見があって、そういう形になっていったというのは事実でございます。

例えば、図書館あたりの移転のことも、来やすい場所であるということで検討の話題にはなりました。じゃ、図書館をどこに持っていかということになると持っていく場所がなかなかないですね。だから、そういったところで非常に憂慮する自体も考えているところがございますけれども、長期的に出てくるようであれば、再度検討しなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

今後、特別支援教育を要する子どもたちは増えているような状況ですので、ある程度の施設設備を整えていかなければいけないと思います。

図書館が真ん中のほうにあるわけですがけれども、例えば提案ですがけれども、町立図書館が学校の校舎の反対側にありますよね。あそこを学校の図書館として共通利用していけば、何とかそこら辺も解決するんじゃないかなと思いますので、今後そこら辺の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「よかったらお願いいたします」と呼ぶ者あり）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど答えましたように、学校の図書館のことも検討をいたしました。そうしたときに、市の図書館がありますので、そこに図書館を持っていくということになると、こっちもいっぱいですので、上のほうにいらっしゃるところに出ていってもらわなくちゃならない状況も考えられます。それではちょっとどうしようもないというふうなことで、取りあえず、まずもって今の状態でいこうというふうなことになったわけでございます。例えば別の棟に、中庭等が広くありますので、そこら辺に造るということも今後検討する必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

次に、48ページ、10款、教育費、3項、中学校費について質疑の通告がありますが、先ほど一括して質疑が行われましたので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

それでは、49ページ、10款、教育費、4項、社会教育費について質疑の通告があります。

7目、文化財費について順次発言を許可いたします。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

49ページの7目、文化財費、14節、工事請負費と12節、委託料の……

○議長（田中政司君）

芦塚議員、これは施工監理業務の委託料と工事請負費は別々に。

○14番（芦塚典子君）続

いや、一緒に。

○議長（田中政司君）

一緒にいいですか。

○14番（芦塚典子君）続

はい、大丈夫です。

伝統的建造物群保存対策事業の1,096万円と施工監理業務の30万円についてお聞きいたします。

この補正では、近年の木材の高騰とか、人件費の高騰とか、設計変更もどれくらいなのか、それと、この補正によって公開活用施設の竣工時期、あるいは公開開始時期の変動があるのか、どれくらい延期されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今回の伝統的建造物群保存地区に新築する公開活用施設でございますが、工事請負費を1,096万円増額をお願いしております。

この内容でございますが、まずは、一番大きいのは木材の資材高騰に伴う費用の増額でございます。それが建設主体工事で1,987万8,000円のところを2,428万5,553円に増額しております。

そのほか機械設備工事は、空調の設備費ですとか、外構工事の増額がございまして、そこで約130万円ほど増額をさせていただいております。

それから、そのほか諸経費を標準の率で計算して増額した分がございまして、それを合計いたしまして1,096万円の増額とさせていただいております。

また、竣工の時期でございますけれども、当初の予定では今年度末に完成して、来年4月からオープンをすることになっておりましたけれども、当初の計画からは約1年の遅れとなってまいります。工事は再来年、令和5年2月頃の完成を予定しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

工期が今年度末ということが来年の2月末でいいのですかね。公開開始になる、2月末に工期が延期ですか。公開開始は2月末でいいんですかね。そこら辺をもう一つお願いします。

それと、さっき木材等の建設費用が、1,987万円が2,000万円ということなんですけど、そしたら13万円ぐらいの高騰でしかないんですけど、1,987万円が2,000万円と今私がお聞きしたところです。外装工事が130万円ということで、当初から外装工事は入っていなかったのか。それと、最初と今回で設計変更はどれぐらいの額になっているのか、お聞きいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

工事の完成は令和5年2月頃の見込みです、再来年の2月。実際のオープン、公開開始は4月を予定しております。

それから設計額なんですが、建設主体工事の額です。約1,900万円のところが約2,400万円ですので、500万円増です。建築に係る総額が5,135万5,700円です。当初が3,983万1,000円でございますので、その分の増額を今回お願いしているところでございます。（「そして、設計変更の額」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後1時7分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

設計内容、設計図の変更はございません。材質や面積などの変更もございませんので、この増額分は資材の高騰ですとか、諸経費の増額の方でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく、伝統的建造物群基盤強化（保存修理・公開活用）事業についてお尋ねいたします。

今回の補正予算では、保存修理と公開活用についての増減の補正が提案されていますけれども、公開活用については先ほどの芦塚議員の質問で分かりました。今後のスケジュール等も分かりました。

保存修理についてここに減額補正がありますけれども、合同常任委員会でも御説明があったかと思えますけれども、もう一度、減額補正のところの説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この伝建の事業で減額の補正をお願いしているものがございます。8節．旅費、11節．役務費の手数料、それから17節．備品購入費、そして18節．負担金、補助及び交付金の減額でございますが、こちらはまず、この公開活用施設の建築が1年遅れるということで、当初予定した備品の購入など、上下水道負担金などが今年度中の支払ができませんので、減額をさせていただきます。

また、旅費につきましては、文化庁から指導に来ていただいているんですが、これも今回はしないということになっておりますので、減額です。

それから、役務費の既存家財処分費は執行の残を減額させていただきます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

次に、50ページ、10款．教育費、5項．保健体育費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、51ページ、11款．災害復旧費、2項．公共土木施設災害復旧費について質疑の通告があります。

1目．現年公共土木施設災害復旧費について発言を許可します。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こちらは12節．委託料の地すべり調査観測測量設計業務、補正で2,860万円が追加計上されております。

この内容ですけれども、質問事項は、豪雨により発生した地すべりの調査等の費用について、国及び佐賀県からの補助はないかということのを第1問でお尋ねします。

○議長（田中政司君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、一般的には、委託料に対しての国、県の補助はございません。ただし、地滑り対策工法を実施する箇所や橋梁、トンネルなどの特殊構造物などの災害に対しては、工事費の額によって率は異なりますが、委託料に対する国の補助を受けることができます。例えば、工事費が1万円以上かかる場合は、工事費の3%が委託料の補助対象額として認められまして、その2分の1を国庫補助金として頂ける形となっております。

額でいいますと、工事費1億円に対して委託料の3%、300万円が補助の対象額になります。その対象額の2分の1の150万円が国庫補助として入ってくるというような考え方でいってもらえれば結構だと思います。

今回、実際に歳入のほうで計上をしていないわけですが、先ほども申しましたとおり、現段階でまず調査をして、その調査の結果が出たところで工法等の検討を行い、その後に設計書を作って工事費が確定するというような形になりますので、その工事費が確定をした段階で歳入の補正をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

2か年にわたりまして調査をなさるということで、委託料の内容まで説明をいただきました。それで、確定した段階で歳入として入れたいということですね。

そうしますと、この調査が2か年、合同常任委員会でもお聞きしたその2か年なんですけれども、幅150メートル、長さが110メートル、その範囲において調査をなさるということで

す。対象の崩落ですけれども、これは木場地区と聞いていますが、要するに内野山の焼山まで含めた分の大きな土壌が市道に流れ込んできているわけですね。そうしたときに、崩壊した山の面積も、地滑り調査をした後の補助の対象になるのか、まず、その点を確認いたします。

○議長（田中政司君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今回、大規模な土砂災害があったところなんです、今回この地滑りで上げている箇所はまた別の箇所でございます。木場の集落の付近、恐らく通っていただければブロック積みとかが少し動いているようなところがあるかと思いますが、そのエリアに対しての地滑り調査ということになります。今その崩落している箇所につきましては、うちとはまた別の事業でいろいろ検討をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今の答弁ですが、私も場所を間違っておりました。その手前の、集落のところの分ということですね。ですので、奥の焼山とかに関わる分についてはまた別ということであります。

そうしますと、集落の住民の方もそうですけれども、あそこに大きなダンプとかを使いながら事業をなさっておられます。今は仮設でなさっていますけれども、その2か年の中でできるだけ不便がないような形で並行しながらなさっていかれるんでしょうけれども、そこら辺については、調査とか、それからそのうちに工事に入るというスケジュール的なことも説明はなさっておられますか。

○議長（田中政司君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

実際、今から調査を行いまして、実際まだその兆候が出るか出ないか、いつの時点で出るか出ないかというのがまだはっきり分かっていない状況でございます。ただし、あそこが地滑りであろうということで、事業者のほうにはお話をしているところでございます。

あと、スケジュール的なものといいますと、先ほど申しましたように、まずは計測をして、雨が降ってそれなりに兆候が出れば、永尾線の地滑りと同じような形で、学識者との協議とか、そういうものを行った上で工法検討、そして設計書の作成というような形になりますの

で、恐らくまた数年ぐらいはかかってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

次に、52、53ページ、補正予算給与費明細書について質疑の通告があります。順次発言を許可します。初めに、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

それでは、52ページの補正予算給与費明細書の中身についてお尋ねをいたします。

時間外勤務手当なんですけれども、補正前が7,234万9,000円の計上があったんですけれども、今回2,394万3,000円が追加補正という形で出て、9,629万2,000円ということになっております。恐らく災害対策と新型コロナウイルス感染症に関するのかなと想像はつきますけれども、その災害と新型コロナウイルス感染症に関しての増額なのか、中身についてお答えをお願いいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

それでは、お答えいたします。

時間外勤務手当の増額につきましては、合同常任委員会の際に簡単に、議員おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症対策と災害関連事業ということで申し上げたわけですが、もう少し詳しく申し上げますと、経済対策といたしまして、今年度は交付金事業として「うれしかーど」のポイント事業ですとか、そのほか、昨年度からの繰り越した案件で地方創生臨時交付金の事業を実施しております。それで、まだポイントカード事業につきましては鋭意継続中ということでございまして、さらに災害関連で申しますと、現在、災害復旧事業を実施しておるところでございまして、その中でも災害査定を受けながら進めていると。これは現在は2款のほうからの時間外の支出をしております。この年末から年度末にかけて、通常の年でも大分業務多端な折ということでございますけれども、これからもさらに、それに加えまして特別給付金の事業ですとか、それから選挙、それからワクチン接種、そういった業務が出てまいります。そういった業務が時間外勤務の要件として上がってきているということで、これまでなかった規模での額の補正ということで実施をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

それで、災害の査定とか、新型コロナウイルス感染症経済対策等ということですが、
も、まずもって災害と経済対策等に分けてはありますが、その中で一月の時間外が、最大の
方ではどのくらいの方がおられますか。例えば、80時間を超えて90時間をされた方がおると
か、今回はしょうがなかったから100時間超えた方がいたという感じではありますか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

一人一人で見るとそこは整理しておりませんので、ちょっと分かりかねるところはござい
ますけれども、月間で100時間を超えた職員はいたようでございまして、確認したらちょっ
と30万円を超えるというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

それで、あまりにも多くの時間外をすると、その職員の日常業務に対してもかなり影響が
出てくるんじゃないかなと。肉体的に、メンタル的に出てきているんじゃないかなと思いま
すので、そういうふうによくの時間を時間外としてされた職員への対応としてどんな対応を
されているのか。休みが取れるときは休みを取ってくださいというようなことをされている
のか、メンタルヘルスのなところの対応をされているのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、今年の特別なことではございませんけれども、時間外勤務が80時間を超えた職員に
ついては健康相談を実施して、心身の状態について精神保健福祉士の資格をお持ちの相談員
に相談をしながら、心身の健康の維持に努めてもらうようにということでの取組は以
前からしておりました。ただ、それ以上のケアとなると、やはり組織的に行わなければいけ
ないということになりますので、あとは人員配置ですとか、職員の確保という形でのフォ
ローというようなことも1つ考えられるのかなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

今、諸井議員から質問をされましたが、私の場合は、1人当たり平均何時間ぐらい超勤を

されたのかというのを伺いしようと思っておりました。それは分かりますか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後 1 時 24 分 休憩

午後 1 時 26 分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

時間外手当につきまして、令和 2 年度との比較で時間数がどのぐらい増えているかお答えしたいと思いますけれども、11 月末現在での時間外手当の時間数ですが、令和 2 年度と比べまして、全体で約 3,000 時間増えております。（「3,000 時間」と呼ぶ者あり）はい。まだこれから先も業務がありますので、今後 3 月までもまだ時間外勤務としては発生すると思われ
ます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7 番（川内聖二君）

先ほどの説明では、新型コロナウイルス感染症対策、また 8 月の豪雨対策で行われて、それと別に経済対策として進行中ということをお伺いしましたけれども、私が言いたいのは、先ほど職員の配置を替えるとか、人材を増やすとか申されましたけれども、技術屋さんなんかにはすれば、頭数を増やせばいいというもんじゃないと思うんですよ。ですので、人がいないから誰も彼もそこにやるというふうな考え方では通っていかないと思いますので、職員に対する健康管理、十分に注意をしていただきたいと、それを最後に話したいと思っておりました。

以上です。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えします。

確かに、災害に関してですけれども、非常に業務が増えております。それにつきましては、市のほうも組織を 10 月に再編をして、増員もしております。それからまた、県の技術職なんかも御協力をいただいて、できるだけ人的なケアもしております。

そういった中でも、やはり災害査定とかがありますので、期限的なものがあって非常に時間外も多くなっていると思われ
ます。やはり期限とかもありますけれども、仕事を休めると

きは休んでもらうということを職員のほうにも申しておりますので、時間ができたときには体を休める。そして、その後も業務を続けていただくということをお願いはしているところです。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

健康管理については十分配慮をしていただきたいと思います。自分の所管の産業建設常任委員会で部長にもお伺いはしました。やはり今いる所管の人数では、災害査定についてこの人数ではちょっと間に合わないというふうな形で、庁舎内のこれまで技術の経験がある方々を1人ずつそのときだけ特別に配備していただき、それで対応したという説明を受けました。そうやって誰でもよかというんじゃなかと思うととですよね、この技術屋さんというとはですよ。そいぎ、その辺は今後も、とにかく交代で休みば取らせたり何だりして、職員さんの健康管理には十分配慮をしていただき、今後も業務を遂行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

次に、継続費補正と繰越明許費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、55ページ、債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、許可いたします。

生活支援体制整備事業に係る委託料について発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、お尋ねをします。

この債務負担行為で、生活支援体制整備事業に係る委託料に記載されておりますが、この事業を見ると、事業の内容では、この事業は第1層、第2層というようなことで分けて事業をされている状況なんですけれども、そもそも合同常任委員会の説明の中では、プロポーザル方式で委託先を決めるというようなことで説明を受けた次第ですけれども、1層、2層の両方ともプロポーザルで委託先を検討されているのか、あるいはどちらのほうなのかというところをまずお聞かせ願いたい。

それともう一点、そうなった場合に、今後のスケジュールに関してはどのようにお考えになられているのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

今回提出しているものにつきましては、生活支援体制整備事業の第1層のものになります。今年度急遽、6月補正などで市の直営に変更した分になります。ただ、やはり業務の性質上、民間委託が好ましいということから、今回委託に戻すものになります。

それとスケジュールなんですけれども、今議会決議後、年明けの1月中にはプロポーザル方式によりまして新しい委託先の業者を選定したいと思っております。

以上になります。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

6月から現状まで今直営でされている状況なんですけれども、先ほどの答弁の中で、民間業者の委託ということが望ましいという状況で説明がありましたが、そういったところを具体的にどういうところが望ましいのか。

それともう一つ、もしプロポーザルできなかった場合にまた直営でしなければならないというような状況なんですけれども、委託先をどこまでの範疇で持っていくと考えられているのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、この事業自体が地域の意見、もしくは地域の資源等の掘り起こしを目的としている事業になります。そのため、より地域や高齢者に携わる現場に近い者が業務に当たるほうがより効率的と考えることから、委託業務に戻すものです。

もう一つの質問は何やったですかね。（「委託先というのは、福祉業者に限らず……」と呼ぶ者あり）はい。今、プロポーザルをする目的で5つの業者ぐらいを指名してやろうということでお話を持っていっております。業者のほうにはお願いをしているところ——来られると思ってプロポーザルを計画はしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

分かりました。民間の力というのは地域との意見収集からマッチングに関してかなりノウハウを持っておられるところもあるかと思っておりますので、プロポーザルが進んで民間事業所との契約ができることを願うとともに、あと、どうしてもこれはタイトなスケジュールになっ

てしまいますので、ぜひともうまくいくように調整していただけたらと思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長（田中政司君）

これで質疑を終わります。

次に、56ページ、地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで議案第94号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を終わります。

次に、議案第95号 令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第102号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）までの8件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第95号から議案第102号までの質疑を終わります。

それでは次に、本日追加した議案第103号について質疑を行います。通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。質疑はありませんか。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問をさせていただきます。

子育て世帯への臨時特別給付金事業で、合同常任委員会でも若干説明をしていただきました。今回、申請不要のプッシュ式というところから始めると説明をいただきましたけれども、中学生以下の対象になる方が申請不要ということで理解をしております。それで、そうなった場合に、児童手当の受給者をベースにしたような形でというような説明をされたわけなんですけれども、その児童扶養手当に関していけば、無申告の方、申告をしていない方、また、未申請をされている方などいらっしゃる可能性もあるかとは思いますが、その辺の方々への配慮、これはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと。

それともう一点、支給対象者に関して括弧書きで所得制限、限度額を超えると書いてありますけれども、その額が幾らなのかというところが分からなかったのも、その2点を1回目にお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

まず、無申告、未申告の方の取扱いについて御説明いたします。

児童手当のほうでは、所得状況の認定については、申告をしていない場合は所得がないという取扱いをしております。本給付金につきましても、未申告の場合は所得ゼロということ

で取り扱うということになっておりますので、この本給付金の対象になるということになります。

もう一点の限度額ですけれども、限度額につきましては、扶養人数によって限度額が変わります。今報道とかで960万円と言われているのは、夫婦と子ども2人の場合の収入の目安になっております。扶養が多ければ限度額もそれより上がりますし、少なければ限度額が下がるということになります。

ちなみに夫婦と子ども3人の場合は、収入の目安として1,002万円になります。逆に、1人扶養の場合は875万6,000円というふうに、扶養の人数で変わってきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。どうしても、報道等で限度額の金額が一人歩きしているところもあるのかなと私は実感しておりますので、若干その確認をさせてもらったところでした。

それで、これはかなりタイトな作業になるかなと思いますけれども、その辺の今後のスケジュール的なものはどのような状況で考えていらっしゃるのか。それに伴って、職員の手当の計上が114万4,000円と、時間外もかなり積まれていると思いますけれども、そういうところから予測しますとタイトな作業になるのかなというところで、例えば、この時間外手当の積算で日曜日に窓口を設ける予定だとか、そういうのをもしお考えにあるならば、この時間外の算定根拠を聞いたほうがいいかなと思いますけれども、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

まず、スケジュールについて御説明いたします。

スケジュールのほうは、申請不要で支給する場合と申請による支給の2つになっておりますが、まず、国のほうで申請不要で支給するものをプッシュ型というふうに表現をしておりますけれども、プッシュ型による支給につきましては、12月のこの議決をいただいた日に早速発送をしたいと思っております。その発送の内容は、支給の対象になりますという旨の通知と、それと、受給を自体される場合は御連絡ください、申出くださいというような内容を発送したいと思っております。

自体される方の届出期間として1週間ほど設けまして、12月20日までを申出期間にしたいと思っております。その申出期間を過ぎれば、早速講座振込の手続の開始に入りまして、12月24日に給付金の振込をしたいと考えております。

もう一つ、申請による支給ですけれども、こちらのほうは、12月24日に、支給申請の対象者と思われる方に対して、申請の給付についてのお知らせを発送する予定にしております。こちらのほうは申請になりますので、随時申請を受け付けまして、月に2回振込日を設定しようと思っておりますので、設定日は中旬と月末とに振込を行おうと思っております。

それと職員手当の分ですけれども、職員手当につきましては、12月から3月までの4か月と考えております。今質問がありました時間外の受付というのは今のところ考えておりません。ただ、対象者の方にはプッシュ式以外の18歳までの方全てが申請の対象になるかもしれませんという通知を個別でお送りしますので、それに基づいて、窓口の申請と、もう一つ郵送の申請を考えております。それには、切って不要の返信用封筒を入れますので、恐らく郵送での申請が多いと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。いろんなところに配慮していただきながら、タイトなスケジュールで取り組まなければならないという状況ですので、ぜひとも不公平感がないように、きちんと対応していただくことを望むところであります。

最後ですけれども、今回は5万円給付ということで、国のほうでは10万円給付ということで、早速今日の新聞等を見れば、現金なのか、クーポンなのかというところから、いろんな首長がいろんな声を挙げていらっしゃる所なんですけれども、その辺の方向性というのは、どういうビジョンで市長は残りの5万円のところを最後に——一般質問のごとなつて申し訳なかとですけれども、方向性を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私自身も興味、関心を持って議論を注視しておりました。

一昨日、官房長官のほうから発言として、現金の給付についても、実際の事情に鑑みて判断をしてもらってもいいという容認する発言もありました。昨日の国会の論戦の中でも、岸田総理もまた現金給付に、それを容認するような考え方を示されたものだと思っております。

そういった議論の中で、クーポンとなると、我々も「うれしか一ど」事業のときにも指摘をしたように、どうしてもその度々の印刷製本費とか、そういったところが大きなコストになるということでポイント事業にしたんだということの理解を求めた経緯もあります。また、こうした消費が域外に流出をしやすすいのではないか、このまちには子どもの用品とか、そう

いったものに特化したお店がなかなか現状少ないというような事情もありますので、そういったところから総合的に判断すると、我々は現金給付が、そういったペナルティーとかの支障がなければそれが一番望ましいのではないかと考えておりますので、現在、しかるべき時期、入学前の時期に残りの5万円についても現金給付をする方向で私は考えております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかに質疑はありませんか。辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今のところの関連なんですけど、はっきり言って今、国のほうの方針が、日々というか刻々変わっているんで、なかなか決定しにくい部分があるというふうに思っております。

そういった中で、今までの話の中では、現金を給付するにはクーポンを使えるような地域でないとは認めないというふうな話だったんですけども、そこら辺、刻々変わっているのでどうかは分かりませんが、これの事務所掌は地方自治体になるから、例えば、国からそういう指導が来ても、その自治体が断れば現金給付で進められるというふうな話も聞いたんですけども、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

今、辻議員さんがおっしゃられたように、刻々と、報道等に関してはいろんな意見を出されていらっしゃいます。ただ、私たちのほうに文書で示された分については、今のところ許可が要るようなところまでしか今何も来ていない状況というのが現実です。多分、今、国のほうにしてみても、いろんなことの意味を聞きながら考えていらっしゃるのだろうとは思いますが、私たちや市町等に関しては、都会のほうとこちらのほうではまたいろんな状況も違いますので、早くそこら辺のところの集約をされて、きちんとした形で、報道等よりも先に私たちに対してきちんとした文書等で早く示していただかないと動けない状況というのが現実だというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（田中政司君）

辻議員、この予算に関してということで……（発言する者あり）

ほかに質疑ありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

確認で質問をさせていただきます。

今回のこの予算は、ゼロ歳から18歳以下の子どもに、12月いっぱい支給するということですね。それで、この補正予算を見ていると、来年の3月31日までに生まれた子どもに

も支給されるということになってはいますが、今の時点で大体生まれる予定は分かっているんですけど、出生届を出してから手続をされるのか。

そして、3月まででしたら、今5万円ですけど、3月までにあと5万円出ていますクーポンとかありますので、10万円一緒にされる、同時にですね。もう来年度になったらそういう方たちには、今後生まれる子どもたちに対してはそういう形になるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

今後生まれる方についてですけれども、まず、ゼロ歳から18歳まで、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子どもに対しての支給になりますが、12月中に振り込むのは、令和3年の9月分の児童手当受給者になります。

それと、それに付随して、その兄弟の高校生には振込をしようと思っております。

それと、9月以降に生まれた新生児につきましては、12月24日の振込に間に合う、可能な対象者に対してはプッシュ型で払おうと思っております。今後生まれた方につきましては、出生届を出されて、それと同時に児童手当の受給の手続をされた方につきましては、1人につき5万円の支給を考えております。この対象が児童手当の受給者というふうになっておりますので、まず、出生届の後に児童手当の届けをしていただいて、3月の中旬以降に生まれた方につきましては、申請期限を4月の中旬ぐらいまでということで設けたいと思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これまでの質問の中で大体内容は分かりましたけれども、その中でも、事業費内訳のところで質問をさせていただきます。

報酬とありまして、会計年度任用職員の方2名（3か月）とありますけれども、その方の3か月が何月なのかということと、委託料でシステム改修業務がありますけれども、そのシステム改修の内容をお尋ねします。

それとあと、先ほどから答弁がありがとうございますけれども、児童手当支給の子どもさんには申請不要のプッシュ型ということですが、高校生の兄弟さんのおられる方は一緒にということでもよろしいですね。そして、高校生だけの方に対してはそれぞれ通知をお渡しして、申請型になるということの確認をさせていただきます。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

まず、報酬についてお答えいたします。

報酬の2名の3か月ですけれども、期間は来年の1月から3月までということです。

あと、委託料の内容ですけれども、システム改修費になります。システム改修につきましては、まず、今回の支給対象者を抽出するために、令和3年の9月分の児童手当の情報と、ゼロ歳から18歳までの住民基本台帳の情報、それと税情報を突合して対象者を抽出し、そのあと、受給者、対象児童、支給日等を統一的に管理するためのシステム改修を行います。

内容としましては、お知らせ通知の作成だったり、支給台帳の管理として支給の有無とか、対象の有無とか、そういうのを管理できるようになっております。それと、口座振込データの作成や支給件数の集計などもしようと改修を予定しております。

それから、高校生のみの場合の申請ですけれども、それは申請が必要になります。あと、申請が必要な対象というのが、高校生のみ世帯、それと公務員の世帯、あと、今後生まれてくる新生児になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今の質問に対しての答弁は理解できました。

それで、この事業自体は本当に喫緊な業務になると思うんですけれども、例えば、この情報を市民の皆さんにお知らせも必要じゃないかなと、対象者だけじゃなくてもですね。こういう事業がありますよという広報的なことはされませんか。

それとまた思うのが、申請の方に対しての細かな通知とか、広報とか、そこら辺をお願いしたいんですけれども、そこら辺はどんなふう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

市民への広報ですけれども、まず、個別の周知以外に、一般的な広報としまして市のホームページや市報、12月号は間に合いませんので、1月以降の市報に掲載。あと、市の公式LINEでの情報発信、それと窓口へのチラシの配布、あと、行政放送での放送などを考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これは、子育て中の方、親世代の方には本当に関心がある事業だと思います。それとまた、期間が本当にタイトな対応になるかと思えますけれども、周知かれこれ、1人も漏れがないように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですね（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

先ほどからの答弁を聞いてある程度分かったんですけど、このシステムの改修業務というところ、支給対象者を選別をすとかということだったんですけど、子ども手当の分もある程度分かっているわけですよ、2か月に1回か3か月に1回ぐらい出ている……（「児童手当ですか」と呼ぶ者あり）児童手当か。（「はい」と呼ぶ者あり）そういったものも参考にしながらという形になってくるんだったら、ある程度のベースはできているということじゃないですか。そこプラス、今度は高校生の分とかなんとかというところでこのシステムの改修が必要ということでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

今回のシステム改修の必要性というところでは、児童手当の受給をしている分については中学生以下の分となります。先ほど議員さんおっしゃられたように、高校生のみの部分とか、高校生が含まれている人の分とか、そういったところもなんですけれども、公務員の人たちに関しては、うちのほうで児童手当の支給をしておりません。そういった関係もございまして、システムの改修が今回必要だったということになっております。

それで、タイトな期間でということ、実は私たちもシステム改修費もかかるということ、いろんなものを駆使してできないかとかいろいろ考えたんですが、時間がないんですね。それでシステム改修をするしかないというようなところで、今回どこの市町もシステム改修をしているというような現状です。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

分かりました。

そしたら、国が10万円という形で進めている中で今回5万円、次となったときは、基本的に形ができていますので、ここまでの金がかからないということによろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（筒井八重美君）

そのように考えております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第103号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を終わります。

以上で本定例会に提出されました議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。本日追加した議案第103号について、この議決が議案第94号から議案第102号までの補正予算案の議決と緊密に関連することから、その事務処理に緊急を要するものであることに配慮して、13日月曜日に予定しています一般質問の議事の前に、その他の議案と分けて討論・採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。その旨で論点の整理、準備をお願いいたします。

お諮りいたします。当初の会期日程では、明日12月10日は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、10日は休会にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月10日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時1分 散会